

各成長フェイズにおける支援について

令和4年10月31日
内閣府 休眠預金等活用担当室

- プログラム・オフィサー（PO）関連経費、自己資金の確保について見直しの要望
⇒「活動の草創期」の課題
- 地域から全国、更には世界へと活躍の場を拡大することを志向する団体のステップアップ支援に係る要望
⇒「活動の成長期・成熟期」の課題
- 以下、上記要望に対し、「活動の草創期」、「活動の成長期・成熟期」の2つの成長フェイズに即して対応策を検討

目次

1. 活動の草創期における支援（PO関連経費の助成）

| | |
|--------------------|-----|
| PO関連経費の助成に対する要望等 | P.1 |
| 対応案 | P.2 |
| 参考 休眠預金等活用事業への参入支援 | P.3 |

2. 活動の草創期における支援（自己資金の確保（通常枠））

| | |
|-----------------------|------|
| 現行制度の概要 | P.4 |
| 自己資金の確保の実態 | P.6 |
| 資金分配団体の見解 | P.7 |
| 資金分配団体による自己資金確保の評価と対応 | P.8 |
| 実行団体による自己資金確保の評価と対応 | P.10 |

3. 活動の成長期・成熟期における支援

| | |
|-------------------------|------|
| 活動の成長期・成熟期における支援に対する要望等 | P.11 |
| 対応案 | P.12 |

1. 活動の草創期における支援（PO関連経費の助成）

PO関連経費の助成に対する要望等

現行

- 資金分配団体におけるプログラム・オフィサー（PO）の確保・育成のため、その活動に係る経費として、1団体あたり年間最大800万円（うち、人件費は最大500万円）を助成。
- 当該助成は、5年後見直しまでの試行として措置。

経緯

- 制度創設時には、事業支援を主眼とし、団体支援には重きを置かなかったが、その後、資金分配団体となり得る団体の多くがPOを確保できない実態が判明した※ことから、5年後見直しまでの試行として措置。

※資金分配団体の候補先と考えられる各地のコミュニティ財団等の実態調査を行ったところ、POの配置ありと回答したのは、42団体中9団体（2019年調査）。

- 人件費の上限は、既存の財団等に在籍するPOの年収を参考に設定。

現場の声

- ヒアリング等では、POによる伴走支援は非常に有用との意見が多数。
- 現行の助成水準では、PO人材確保は困難との意見あり。【資金分配団体】

課題

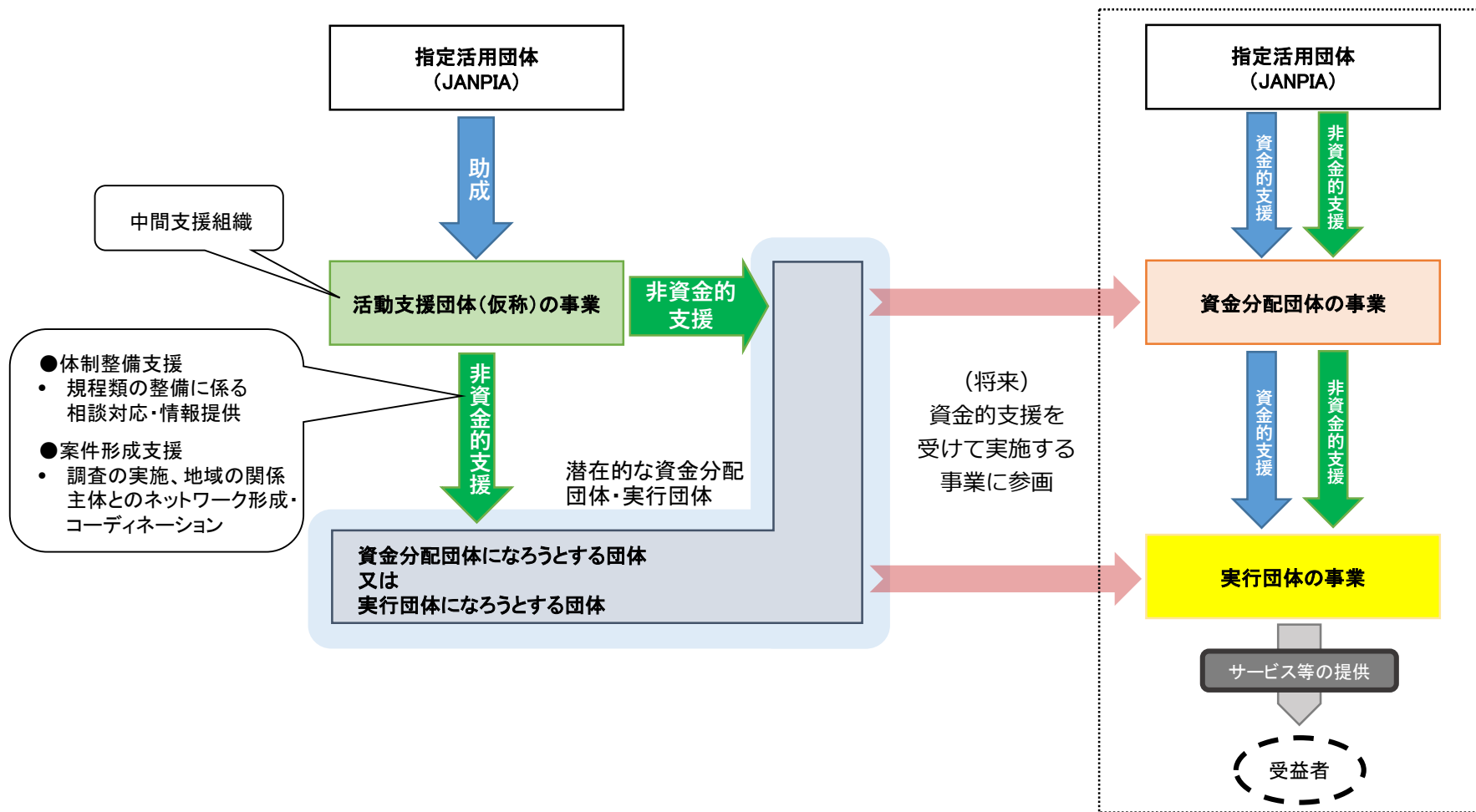
- PO人材は未だ不足しており、多数の資金分配団体がその確保に困難を抱えている現状に鑑みれば、**PO関連経費の助成は、引き続き必要と考えられるか。**
- **現行の助成水準は、POの確保・育成にとって適切・十分なものとなっているか。**

検証結果

- POの在籍人数2名の資金分配団体が半数。
- 採用経路は既存職員の職種転換、在籍形態は他の業務との兼任が多い
 - ※JANPIAによる資金分配団体へのアンケート結果（POに係る部分、回答団体数：49）
 - ＜在籍人数＞ 2名（51%）、3名（18%）
 - ＜採用経路＞ 既存職員の職種転換（39%）、紹介（27%）
 - ＜在籍形態＞ 自団体の他の業務との兼任（57%）、専属（29%） ※パートタイムで他団体と兼職のケースもあり
 - ＜1名あたり実行団体担当数＞ 5団体以内（69%）、6～10団体（16%）

対応案

- **PO関連経費の助成は継続する方向で検討。**
- **助成水準については、当面現状を維持しつつ、「I.①非資金的支援による団体の能力強化」を活用したPO人材の育成状況を確認して、助成の拡充の要否を検討。**



2. 活動の草創期における支援（自己資金の確保（通常枠））

現行制度の概要

<自己資金確保の目的>

- 法では、休眠預金活用の基本理念として、①「民間公益活動の自立した担い手の育成」、②「民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進」を規定。
- これを踏まえ、①ファンドレイジング能力の強化を通じた団体の自立、②ソーシャルセクターへの民間資金の呼び水効果の発揮との目的達成の手段として、原則、事業費の20%以上の自己資金（寄附や借入れ等による民間からの資金調達分を含む）の確保を要件化。

| | | |
|----------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国会 | 法律 | <p>(休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念) 第16条</p> <p>2 休眠預金等交付金に係る資金は、民間公益活動の自立した担い手の育成に資するとともに、金融機関、政府関係金融機関等が行う金融、民間の団体による助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）等を補完するための資金の供給を行うことにより、民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進に資するよう活用されるものとする。</p> |
| 政府 | 基本方針 | <p>第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項</p> <p>1. 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(3) 持続可能性</p> <p>民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間の資金を自ら調達できる環境の整備に資するよう休眠預金等に係る資金を活用し、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みを構築する。</p> </div> |
| J A N P I A | 事業計画 (22年度) | <p>II 事業計画</p> <p>1. 2022年度助成事業</p> <p>(1) 助成の方針</p> <p>○2022年度の資金分配団体及び実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして自己資金の確保を図ることとする。</p> <p>資金分配団体については、2021年度と同様に自己資金の確保を図ることとするが、団体の特性や資金調達における現状等を踏まえて目標値を定めた上、その達成に向けて、助成期間終了後を見据え、資金調達の多様性確保に向けた方策を資金分配団体等と検討し、共有していく。</p> <p>また、実行団体については、助成対象事業の必要額（事業費）に対する助成額の割合（以下「補助率」という。）を設定することとし、実行団体は事業費の20%以上は、自己資金又は民間からの資金を確保することを原則とする。ただし、財務状況や緊急性のある場合などで、希望する団体には、特例的にその理由の明示を求め、自己負担分を減じることとする。また、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則に戻すこととする。</p> |

<現行の自己資金比率>

- 現行の**自己資金比率**は、休眠預金等活用制度の創設時、他の助成団体の助成事業の補助率を参考とし、**原則として事業費の20%以上**に設定。
- ただし、**一定の弾力措置**を講じ、個別団体の実情に柔軟に対応。

【資金分配団体】

団体特性や資金調達状況を踏まえ、目標値を設定

【実行団体】

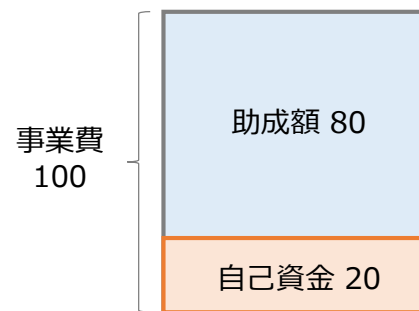
財務状況や緊急性等の事情により20%未満でも可とするが、事業の最終年度には20%以上に戻す

助成団体の補助率（2019年当時）

| 団体名 | 補助率 |
|------------------|-------|
| (公財) 日本財団 | 80%以内 |
| (公財) JKA | 75% |
| (独) 日本スポーツ振興センター | 80% |
| (福) 中央共同募金会 | 100% |

自己資金のイメージ

(例) 事業費が100、自己資金比率が20%の場合



自己資金の確保の実態

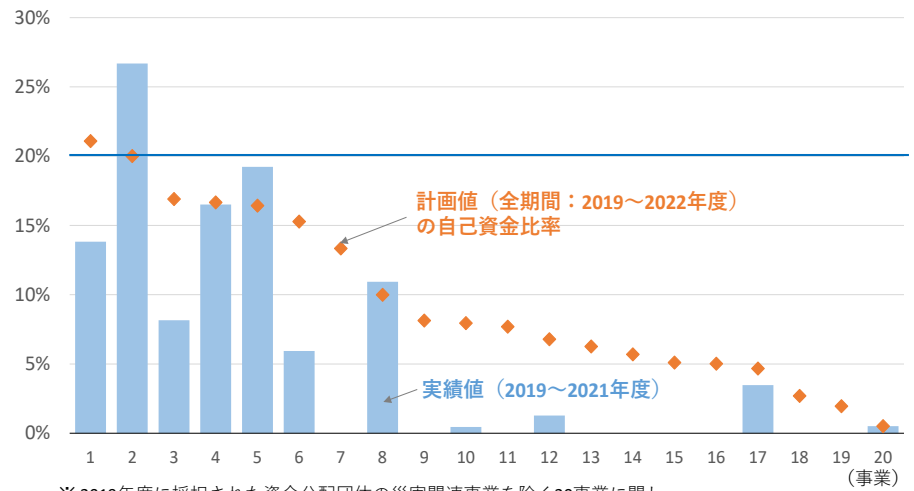
<資金分配団体> (2019年度採択事業)

- 20%以上の自己資金比率を計画している事業は **10%** (2事業)
- 2年目までの実績で20%以上に達した事業は **5%** (1事業)

<実行団体> (2019年度採択事業)

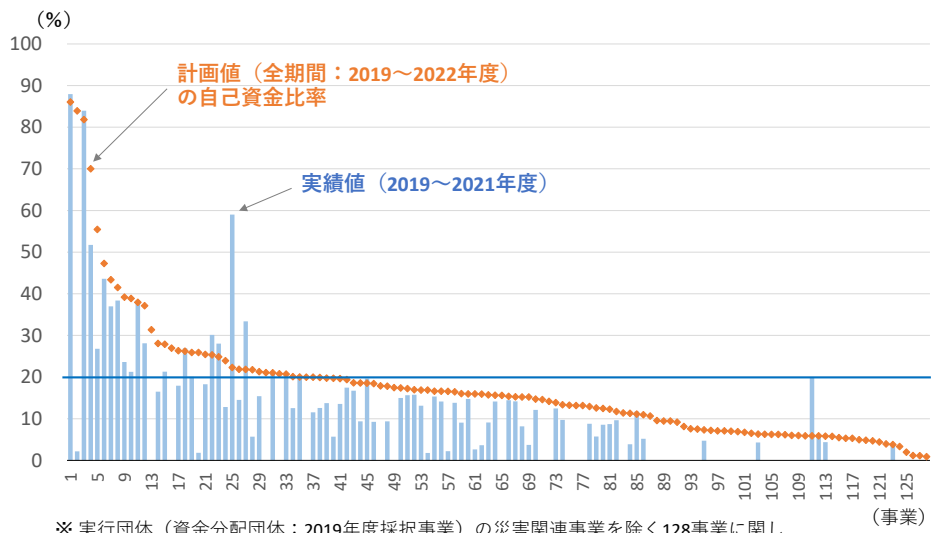
- 20%以上の自己資金比率を計画している事業は **29%** (37事業)
- 2年目までの実績で20%以上に達した事業は **17%** (22事業)

資金分配団体・2019年度採択事業（通常枠）の自己資金比率



※ 2019年度に採択された資金分配団体の災害関連事業を除く20事業に関し、計画値（全期間：2019～2022年度）における自己資金比率が高い順に並べたもの。

実行団体（資金分配団体：2019年度採択事業（通常枠））の自己資金比率



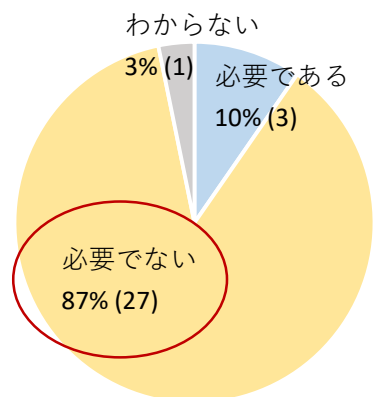
※ 実行団体（資金分配団体：2019年度採択事業）の災害関連事業を除く128事業に関し、計画値（全期間：2019～2022年度）における自己資金比率が高い順に並べたもの。

資金分配団体の見解

資金分配団体自身の認識では、

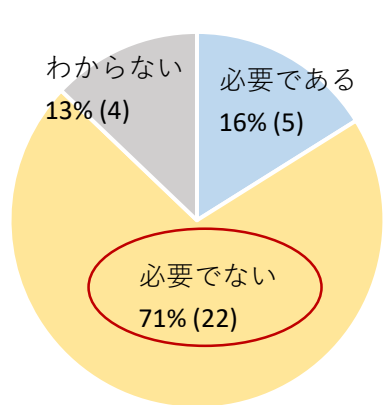
- 約9割が、自立を目的とした資金分配団体による自己資金の確保は「必要でない」。
 (主な理由) ①資金分配団体は実行団体に資金を流す導管(37%)、②活動継続のための資金源がある(休眠預金に依存せず自立)(33%)、③自己資金の確保が困難(22%)
- 約7割が、呼び水効果の発揮を目的とした資金分配団体による自己資金の確保は「必要でない」。
 (主な理由) ①自己資金の確保だけでは「呼び水効果」は期待できない(50%)、
 ②自己資金の確保が困難(14%)
- これらに加え、約8割が、自己資金の確保が資金分配団体への「参入障壁となっている」との評価。
 (主な理由) ①自己資金を確保してまで資金分配団体になりたいとは思わない(28%)、
 ②自己資金の確保が困難(28%)
 ③調達できる自己資金額により事業規模が制約されるため、本来やりたい事業ができない(16%)

資金分配団体の自立を目的とした自己資金の必要性



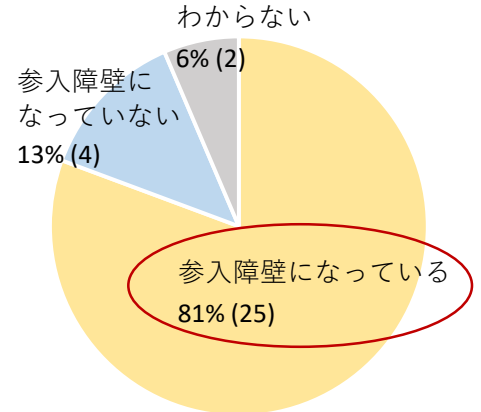
※括弧は回答団体数

ソーシャルセクターへの呼び水効果の発揮を目的とした自己資金の必要性



※括弧は回答団体数

自己資金の確保が資金分配団体への参入障壁であるか否かの認識



※括弧は回答団体数

(出所) JANPIA「自己資金に関する資金分配団体へのアンケート調査」(2022年8月)

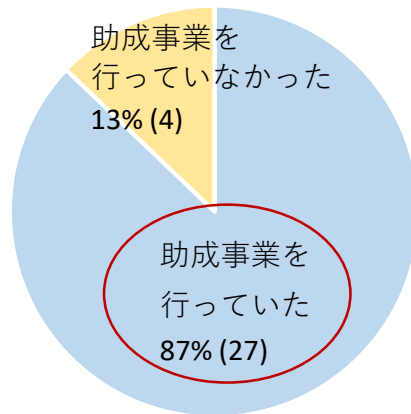
資金分配団体による自己資金確保の評価と対応

目的①：ファンドレイジング能力の強化を通じた団体の自立

- 資金分配団体には各種の助成制度や寄附金等で資金を逐次調達し、これを原資に助成事業を継続してきた団体が多い（うち半数は10年以上の助成経験）。
- 一定のファンドレイジング能力を有する団体が参入しているとも言え、自己資金比率が、必ずしも自立（の可能性）を示す指標となっていない。

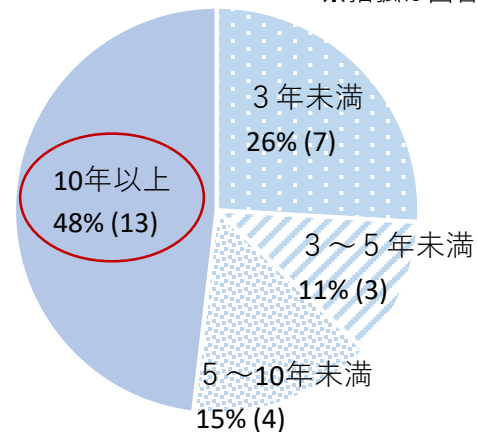
休眠預金等活用事業を行う前の
助成事業の実施状況

※括弧は回答団体数



それまでの助成事業の実施年数（経験期間）

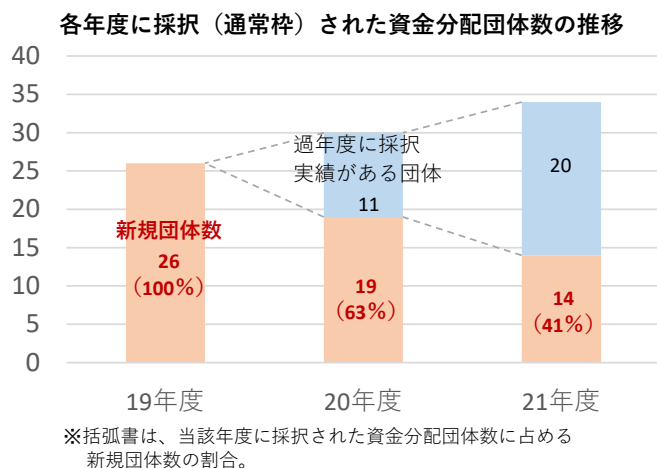
※括弧は回答団体数



（出所） JANPIA 「自己資金に関する資金分配団体へのアンケート調査」（2022年8月）

目的②：ソーシャルセクターへの民間資金の呼び水効果の発揮

- 「既に持てる団体」を除けば、**自己資金確保の実績は総じて低調**。背景には、休眠預金等活用制度のブランディング、寄附文化の醸成が不十分なことがある。
- この現況下で高い自己資金比率を求めることは、**呼び水効果の確保よりも、資金分配団体参入へのディスインセンティブになるおそれ**。
- ソーシャルセクターの発展（とりわけ資金分配団体の充実）のためには、**資金分配団体への参入を容易にしつつ、呼び水効果（自己資金比率の向上）を促す仕組みへの改正が適当**。



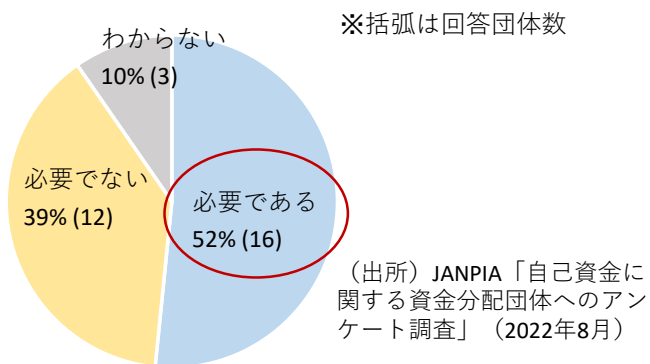
- 資金分配団体については、**自己資金比率の原則を撤廃**する。
- その上で、**呼び水効果を促す仕組み**として、次の取組等を**公募申請時の審査における加点要素として導入**することを検討。
 - ①少数ながら存在する**好事例（※）**を参考にした**資金分配団体自身の取組**
 - ②助成先の**実効団体における自己資金確保を支援する取組**

※マッチング型の助成（寄附金：休眠預金助成金を1：3で固定）、事業継続のための基金を造成し、そこへの寄附金を募る取組など

実行団体による自己資金確保の評価と対応

- 実行団体は自立途上の草創期が大半を占めることから、既に一定のファンドレイジング能力を有する団体も多い資金分配団体とは異なり、助成終了後の事業継続のためには同能力の強化が求められる。
- 自己資金確保の実績は総じて低調であり、原則通りの確保は困難とする団体が多いが、その必要性については実行団体に伴走支援を行う資金分配団体も比較的強く認識している。

実行団体の自立を目的とした自己資金の必要性



- 実行団体については、引き続き**自己資金確保の考え方は維持**する。ただし、自己資金比率を当初から20%とする原則は実態に照らして過大であることから、**現在講じられている弾力措置(事業の最終年度までに20%を達成)**を原則とするよう改める。
- 「事業期間の延長」(10月12日休眠預金等活用審議会で議論)の要件として、**自己資金比率の達成状況を用いる等の促進方策**を検討。

3. 活動の成長期・成熟期における支援

活動の成長期・成熟期における支援に対する要望等

現行

- 活動の成長期・成熟期に特化した支援メニューなし。

経緯

- 制度創設時には、活動草創期への支援を念頭に制度設計。その後、相応の実績・能力を備え、より大きな社会的インパクトの創出が期待される有力な団体が出現し、休眠預金等活用制度に期待を寄せるように。
- 近時、新しい資本主義の実現に向け、これまで官の領域とされてきた社会課題の解決に民の力を一層発揮させようとの機運が高まっている。

現場の声

- 地域の団体から、全国、更には世界へと活躍の場を広げるためのステップアップ支援の枠組みを検討していく必要があるのではないか。

課題

- **活動の各フェイズに応じて、より重視すべき本制度の基本理念を整理すべきではないか。**
 - 活動の草創期においては、自立途上で組織基盤が脆弱であることから、人材育成や財務の充実、案件形成力の養成等に資する支援が必要。
 - 一方、活動の成長期・成熟期においては、草創期に一定の社会的インパクトの創出が認められるものについては、他地域・全国への拡大又は新たな手法による実施を支援し、より大きな社会的インパクトの創出を図ることが考え得る。そのためには、民間からの資金調達のマネージメントなどより高度な非資金的支援が必要ではないか。
- なお、**新しい資本主義実現会議**の下に設けられた、
 - スタートアップ育成分科会では、年末に予定されている5か年計画の策定に向けた議論が開始。
 - 民間で公的役割を担う新たな法人形態検討会では、新たな法制の要否について来年6月までに結論を得る予定。

休眠預金等活用制度における成長期・成熟期のステップアップ支援の検討は、**当該会議の動向を注視しながら進めることが適当ではないか。**

対応案

- 例えば、より大きな社会的インパクトの創出が期待される活動を支援する方策について、**今後検討。**